

議案第六十七号

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部改正について

次のおり特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十九年六月十二日

三朝町長 松村喬成

昭和四十九年六月拾弐日 原案可決

三朝町議会議長牧田禎



三朝町条例第 号

特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和四十五年三朝町
条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表中「二五〇〇円」を「三四〇〇円」に、「三〇〇〇円」を「二七〇〇円」に改め
る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。